

国立大学法人福井大学における教員の総合的な人事計画

令和 4 年 9 月 21 日
役 員 会 決 定

国立大学法人福井大学人事基本方針（令和 3 年 2 月 12 日制定）に基づき、本学における教員の総合的な人事計画を次のとおり策定する。

1. 定義

(1) 教員

この計画における教員とは、次に掲げる者とする。

- ① 国立大学法人福井大学職員就業規則（平成 16 年福大規則第 7 号）第 2 条に規定する教授、准教授、講師及び助教
- ② 国立大学法人福井大学特別雇用職員就業規則（平成 19 年福大規則第 18 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する特任教授及び特命教員

(2) 若手教員

この計画における若手教員とは、当該年度の年度末における年齢が 40 歳未満の者をいう。

2. 計画期間及び評価時期

令和 4 年 9 月 21 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間とし、令和 6 年度終了時に中間評価、令和 9 年度終了時に最終評価を実施する。

3. 目標

(1) 年齢構成及び職位バランスの適正化

すべての職位をバランスよく配置するため、教授：准教授及び講師：助教の割合 1：1：1 を目標とする。

(2) 若手教員の採用比率

若手教員の採用比率を年平均 60%以上にすることを目標とする。

4. 目標管理

上記 3 の目標に係る進捗状況については、人事会議において適宜確認するものとし、必要に応じて学内会議において報告等行うものとする。

5. 計画の見直し

この計画は、計画期間中における社会情勢及び本学経営方針の転換等に柔軟に対応するため、計画期間中において見直すことがある。

6. 女性教員の比率

女性教員の在職比率については、この計画にかかわらず、「国立大学法人福井大学一般事業主行動計画」に掲げる計画期間及び目標とする。

附 則

この計画は、令和 4 年 9 月 21 日から実施する。